

## 第7章 契約

### 第1節 通則

（入札参加者の資格審査等）

第72条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る次に掲げる事項を審議させるため、入札参加者審査会を置く。

- （1）競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加しようとする者の資格審査に関する事。
- （2）政令第167条の4第1項の規定により競争入札に参加させることができない者の認定に関する事。
- （3）政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させることができない者の基準の作成及びその基準に基づく競争入札に参加させることができない者の認定に関する事。
- （4）競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、指名を停止する者の基準の作成及びその基準に基づく指名を停止する者の認定に関する事。
- （5）1件の契約予定金額が別に定める金額以上の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者の選定に関する事。

2 入札参加者審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（入札参加者名簿）

第72条の2 町長は、入札参加者について競争入札参加資格者名簿を作成し、前条第1項第2号から第4号までの規定により競争入札に参加させることができない者又は指名を停止する者の認定をしたときは、その都度整理しておくものとする。

### 第1節の2 一般競争入札

（入札の公告）

第73条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも7日前までに町広報紙、新聞、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1）入札に付する事項
- （2）入札に参加する者に必要な資格
- （3）契約条項を示す場所及び日時（期間）
- （4）入札の場所及び日時
- （5）入札に関する条件
- （6）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- （7）入札保証金に関する事項

- (8) 法第96条第1項第5号及び第7号の規定により契約の締結に関して議会の議決を要するものについては、議決を経て作成する契約書をもつて本契約書とする旨
  - (9) 契約書作成の要否
  - (10) 書留郵便による入札書の提出の認否。これを認める場合には政令第167条の8第3項の規定により再度入札を行うことがある旨
  - (11) 前金払又は部分払をするものは、その旨
  - (12) 最低制限価格の有無
  - (13) 再度入札に参加する者に必要な資格
  - (14) 契約保証金に関する事項
  - (15) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の場合において、緊急やむを得ない理由のあるときは、同項に規定する期間を3日まで短縮することができる。

(入札保証金)

第74条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、過去2年間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて確実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、当該入札保証金と同額の価値のある国債又は地方債及び次に掲げる担保の提供をもつて、これに代えることができる。この場合においては、必要に応じ当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る債務者の承諾書を提出させる等所要の手続をとるものとする。
- (1) 鉄道債権その他政府の保証のある債権
  - (2) 銀行又は町長が确实と認める金融機関(以下本条において「銀行等」という。)に対する定期預金証書
  - (3) 銀行等が支払保証する小切手又は裏書した手形
  - (4) その他町長が确实と認める社債その他の有価証券
  - (5) 銀行等の保証
- 3 前項の担保の価値は、町長の定めるところによる。
- 4 契約担当者は、第2項第5号の銀行等の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 5 入札保証金は、落札者が決定した後に還付する。ただし、落札者の入札保証金については、

還付しないで、契約保証金の一部に充当する。

( 予定価格 )

第75条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定した価格(以下「予定価格」という。)を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

( 低入札調査基準価格又は最低制限価格 )

第76条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保する必要があるため、最低の価格をもつて申込みをした者の当該価格によつては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときにおいて、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする必要がある契約にあつては、あらかじめ、当該契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準価格(以下「低入札調査基準価格」という。)を設けなければならない。

2 契約担当者は、前項に規定する方法によつても、当該契約内容に適合した履行を確保し難いと認めた場合においては、低入札調査基準価格に代え、最低制限価格を設けることができる。

3 前条第3項の規定は、低入札調査基準価格及び最低制限価格について準用する。この場合において、当該価格を予定価格に併記するものとする。

( 入札書の提出 )

第77条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を1件ごとに作成して、これを封書にし、所定の日時まで直接提出しなければならない。

2 代理人が入札するときは、入札する前に委任状を契約担当者に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず特に認められた場合に限り、入札書は書留郵便によつて提出することができる。この場合においては、封書に「入札書」と表記のうえ、あて名及び工事名等を記載しなければならない。

4 前項の場合における入札保証金は、開札の日時まで納付しなければならない。

( 入札の執行の取消し、又は執行中止 )

第78条 契約担当者は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 契約担当者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

## 第79条 削除

(無効とする入札)

第80条 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しない場合における入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 連合その他の不正な行為によつてなされたと認められる入札
- (5) 入札書に金額、氏名、押印その他記載すべき事項の記載のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (6) 第74条第1項ただし書きの規定により入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない場合における入札又はその額が所定の額に達しない場合における入札
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札  
(再度入札の参加者の資格)

第81条 契約担当者は、政令第167条の8第3項の規定により再度入札に付そうとするときは、前  
の入札において入札に参加しなかつた者、前条に掲げる無効入札をした者(同条第6号に該当  
する入札をした者を除く。)及び最低制限価格を設けた場合におけるその価格未満の入札を行  
つた者は、参加させることができない。

(契約の相手方)

第81条の2 契約担当者は、一般競争入札により契約しようとする場合においては、次に掲げる  
ところにより落札者を決定し、契約の相手方とするものとする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の買入れ若しくは借入れその他町の支出の原因となる契約に  
ついては、予定価格の制限内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。ただし、  
第76条第1項に規定する低入札調査基準価格を設けた場合においては、低入札調査基準価格  
を下回る価格で申込みをした者がいないときにあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申  
込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者を、低入札調査基準価格を下回る価格で申  
込みをした者があるときにあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち  
別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた  
ものを落札者として、第76条第2項に規定する最低制限価格を設けた場合においては、予定  
価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち、最低  
の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。
- (2) 前号の規定により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者  
が2人以上あるときは、契約担当者は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めな  
ければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、  
これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第82条 一般競争入札に付した場合において、入札者がいないとき、若しくは落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときに更に新しく入札に付そうとするときは、第73条第1項の規定にかかわらず公告期間を3日まで短縮することができる。

(開札及び落札後の措置)

第83条 契約担当者は、開札を行つたときは、速やかに開札結果表を作成し、落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

## 第2節 指名競争入札

第84条 削除

(入札者の指名)

第85条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名競争入札参加資格者名簿に登載しているもののうちから契約の履行が、誠実かつ確実に認められる者を3人以上指名しなければならない。この場合において、特別の事情があるときは3人を下ることができる。

2 前項の場合においては、契約担当者は、第73条第1項各号(同項第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第86条 第74条から第81条の2まで及び第83条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第74条第1項第2号中「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

## 第3節 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第87条 第72条から第75条まで、第78条及び第79条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

## 第4節 随意契約

(随意契約によることができるとする予定価格の限度額)

第87条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約を行う場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(予定価格の決定)

第88条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第75条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第89条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体等と直接に契約しようとするとき。
- (2) 生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第90条 契約担当者は、契約の相手方が決定した日から特別の事情のない限り7日以内に、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 履行期間又は履行期限
- (5) 契約保証金の額
- (6) 契約履行の場所
- (7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期、方法及び費用の負担区分
- (9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金並びに契約保証金の処分
- (10) 危険負担
- (11) かし担保責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約の場合においては、別に定める建設工事請負契約約款によつて契約書を作成しなければならない。

3 議会の議決に付すべき契約については、仮契約書を作成するものとし、仮契約書には、議会の議決を経た後でなければ、本契約とならない旨を明記しておかなければならない。

(契約書の省略及び請書)

第91条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が1件50万円以下の契約をするとき。
- (2) 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取る時。
- (3) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができる時。

- (4) せり売りにするとき。
- (5) 国又は地方公共団体等と契約をするとき。

2 契約担当者は、前項の場合においても、契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認めるときは、請書を当該契約の相手方に提出させなければならない。

(契約保証金)

第92条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国又は地方公共団体等と契約するとき。
- (8) 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 第74条第2項から第4項までの規定は、契約保証金の納付について準用する。この場合において、同条第2項第5号中「銀行等」とあるのは「銀行、町長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社」と読み替えるものとする。

(契約保証金の還付)

第93条 契約保証金は、契約の相手方がその義務を完全に履行した後還付する。ただし、契約の履行が全債務の3分の2以上の程度に達したものと認められる場合には、その半額以内の金額を還付することができる。

(契約の変更)

第94条 契約担当者は、契約締結後において、当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約の相手方と協議して契約の変更をすることができる。

2 契約担当者は、天災地変その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約の履行期限内に契約を履行し難いため、契約の相手方から履行期限の延期の申入れがあつたときは、その事実を調査して相当の延期を認めることができる。

( 権利義務の譲渡等 )

第95条 契約の相手方は、契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ契約担当者の承認を得た場合においては、この限りでない。

( 契約の解除 )

第96条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

( 1 ) 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても着手しないとき。

( 2 ) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

( 3 ) 契約の履行について不正の行為があつたことを発見したとき。

( 4 ) 契約の相手方が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により、許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 契約担当者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

3 町は、前2項の規定により、契約を解除したときは、既済部分(工事の出来形で検査に合格したもの(現場にある検査済材料を含む。))をいう。第104条において同じ。)又は既納部分(物件で納入検査に合格したものをいう。第104条において同じ。)の代価を支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

4 契約担当者は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により契約の相手方に通知しなければならない。ただし、契約書及び請書をともに省略した場合にあつては、書面によらないことができる。

5 契約担当者は、第1項の規定により契約を解除した場合において損害を受けたときは、法令又は契約の定めるところにより損害賠償の請求をしなければならない。

( 履行遅滞の場合の違約金 )

第97条 契約担当者は、契約の相手方が、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約に特別の定めのある場合のほか、契約の履行期限の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額100円につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となつた部分の契約金額について計算した額とする。

3 前項の規定により違約金の額を計算する場合においては、検査に要した日数は算入しない。工事の請負又は物件の購入若しくは修繕で、検査の結果、不合格となつた場合におけるその手直し、補強又は引換えをさせるために第1回目に指定した日数についても同様とする。

4 契約の履行遅延について特別の理由があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず同項

に規定する額の範囲内で相当と認める額の違約金を定めることができる。

## 第6節 契約の履行

### (契約履行の監督又は検査)

第98条 契約担当者は、法第234条の2第1項の規定による監督又は検査をしなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による監督又は検査をするため必要があるときは、所属職員のうちから監督員又は検査員を命じなければならない。

3 前項の場合においては、監督員と検査員は兼ねさせてはならない。

### (監督)

第99条 契約担当者又は監督員は、契約に係る設計図等に基づき、契約の履行に立ち会って工程を管理し、使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監視し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

### (検査)

第100条 契約担当者又は検査員は、契約書、仕様書及び設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求めて、給付の内容及び数量その他について検査するものとする。

2 前項の場合において、特に必要があるときは、給付の目的物の一部を破壊又は分解して検査を行うことができる。

3 契約担当者又は検査員は、検査の結果契約の履行に不備が認められるときは、契約の相手方に対し、手直し、補強、引換えその他必要な処置をとることを求め、その経過を記録しておくなければならない。

### (検査の立会い)

第101条 契約担当者又は検査員は、前条に規定する検査をしようとするときは、契約担当者又は監督員以外の職員又は会計管理者若しくはその補助者の立会いを求めることができる。

2 前項に規定する検査に立ち会う職員は、検査についての意見を述べることができる。

### (検査調書の作成)

第102条 契約担当者又は検査員は、検査の結果、契約が履行されたと認めるときは、工事にあつては工事検査調書を、物件にあつては物件検査調書を作成し、検査員にあつては、これらの調書を契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず契約金額が1件50万円以下のものについては、債権者の請求書の余白に検査済の旨とその年月日を記入し、かつ、記名押印して前項の検査調書に代えることができる。この場合、検査員にあつては、検査の結果を契約担当者に報告しなければならない。

### (監督及び検査の委託)

第103条 契約担当者は、第98条第1項に規定する監督又は検査をしようとする場合において、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により監督又は検査をすることが困難であり、又は適当でないとき認められるときは、職員以外の者に委託して、当該監督又は検査を行わせることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により職員以外の者に監督又は検査を委託した場合においては、委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書を徴さなければならない。

(部分払及びその限度額)

第104条 部分払をする場合における当該支払金額は、工事又は製造の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9を、その他の契約にあつては既納部分又は既済部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造の請負契約に係る完済部分に対しては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 前項の規定による部分払いをすることができる回数は、工期に応じ、次の区分によるものとする。

(1) 90日以上180日未満 1回

(2) 180日以上270日未満 2回

(3) 270日以上360日未満 3回

(4) 360日以上 90日を増すごとに前号の回数に1を加える。

3 前2項の規定により2回目以降の部分払をしようとするときは、その都度当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもつてその回の部分払の限度額とする。この場合において、前金払された金額があるときは、既納又は既済部分の率に対応する当該前金払の金額をその都度算出し、これをその部分払の金額から差し引くものとする。